

令和8年度

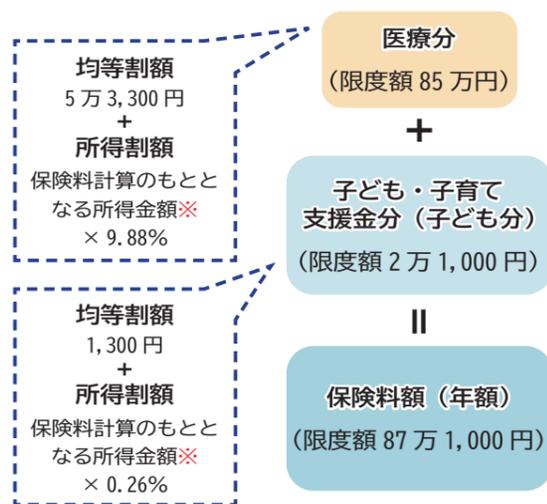
後期高齢者医療保険



▲詳しくはこちら
(市公式サイト)

問合せ 制度について…広域連合お問合せセンター ☎ 0570-086-519 (IP 電話の方は ☎ 03-3222-4496)
FAX 0570-086-075 / 個別の相談、個人情報を含むこと…市民課高齢医療・年金係 ☎ 140

※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)



▼**保険料の決め方**
保険料は被保険者一人一人にかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。
保険料は、従来の医療分に加え、令和8年度から新設された子ども子育て支援金制度にも充てられます。保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一です。

令和8年度

国民健康保険



▲詳しくはこちら
(市公式サイト)

問合せ 市民課保険係 ☎ 126

令和8年度の国保税率など

項目	令和8年度	
医療分	所得割税率	6.68%
	均等割額	29,100円
	限度額	670,000円
後期高齢者支援分	所得割税率	2.44%
	均等割額	12,200円
	限度額	260,000円
介護保険分	所得割税率	2.24%
	均等割額	13,900円
	限度額	170,000円
子ども子育て支援金分	所得割税率	0.3%
	均等割額※	1,928円
	課税限度額	30,000円

※18歳未満の被保険者は、子ども子育て支援金分の均等割額が軽減されます。

▼**加入・喪失手続きを忘れずに**
加入
3月末で退職して職場の健康保険をやめた方などは国保の加入手続きが必要です。手続きには健康保険の資格喪失証明書あるいは退職証明書などが必要です。

国民健康保険(国保)に加入するのは、自営業や農業者の方、退職して職場の健康保険をやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない方です。

国民健康保険税

令和8年度の保険税率などは左表のとおりです。所得割税率、均等割額が変更されます。令和8年度から、子ども子育て支援金制度が新設されます。また、課税限度額は医療分が67万円から67万円に変更となります。

喪失

国保加入者で4月から就職し、職場の健康保険に加入した方などは、国保の喪失手続きが必要です。手続きには加入した健康保険組合の資格確認書、資格情報のお知らせなどが必要です。※加入・喪失のいずれも来庁者の本人確認書類が必要です。※郵送、オンラインでも手続きが可能です。



▲市公式サイト

7月に送付 納税通知書

令和8年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に送付します。

国保税の軽減

保険税均等割の軽減

合計所得金額が一定金額以下の世帯は、国保税(均等割)の軽減対象となります。申請の必要はありませんが、前年の収入が未申告の場合は軽減なりません。令和8年度税制改正に伴う軽減判定基準は下表のとおりです。

医療費の節約に「協力を

特定健診を受診するなど、健康保持・増進に努めることが大切です。後発医薬品(ジェネリック医薬品)などの利用も薬代の節約につながります。ご協力をお願いします。

令和8年度 軽減判定基準

	適用条件
7割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の世帯
5割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×31万円+10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の世帯
2割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×57万円+10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の世帯

※給与所得者等の数…給与収入が55万円以上の方、65歳未満で年金収入(給与所得者を除く)が60万円を超える方、65歳以上で年金収入(給与所得者を除く)が125万円を超える方

国保加入者限定！ 温泉センター割引利用券



▲市公式サイト

持ち物 本人確認書類
利用期間 令和9年3月31日まで
問合せ 市民課保険係 ☎ 127 (市役所1階)

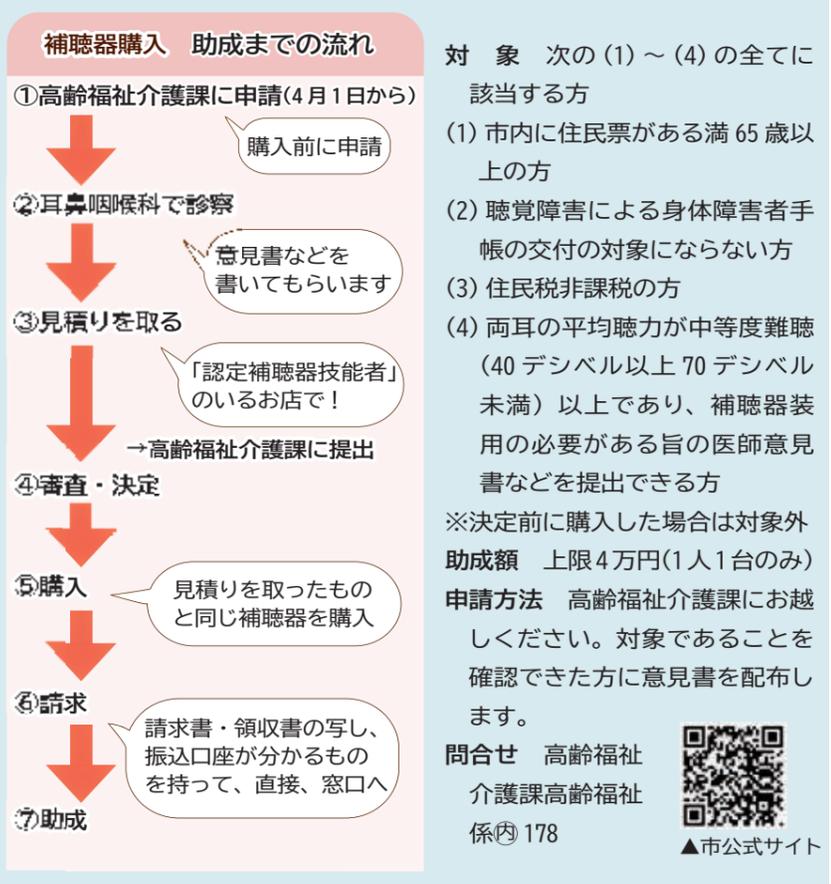
施設名	電話番号
檜原温泉センター「数馬の湯」	598-6789
奥多摩温泉「もえぎの湯」	0428-82-7770
秋川溪谷「瀬音の湯」	595-2614
生涯青春の湯「つるつる温泉」	597-1126

保険料の軽減

所得の低い方については、所得金額等に応じて保険料が軽減される場合があります。詳しくは7月に送付する保険料額決定通知書に同封している「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

※軽減には所得の申告が必要であり、令和8年度分の所得の申告をしていない方(被保険者

4月から 加齢性難聴の方へ 高齢者 補聴器購入費用を助成します



および世帯主)に「後期高齢者医療簡易申告書」を送付する場合があります。
▼**保険料額決定通知書**
令和8年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。通知が届きましたら内容を確認してください。



▲市公式サイト

特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。